



所 役 場
行 町 任 者
岡 垣 責 任 者
岡垣町長 辻 守 荘

青少年を健全に

成長期にある少年は、家庭、学校、社会環境からの影響を受け易く、単純な原因、動機で非行に走るものが多い。これらの少年も、早く適切な指導がされると立派に立ち直ることができる。

ひとまかせにせず、町民全員青少年問題に強い関心と理解をもち、青少年の健全育成に力を尽して頂きたい。

青少年問題協議会長 辻守荘
福岡県

昭和51年中の青少年非行の実態
刑法犯で補導された少年は八六七七人で、東京、大阪、兵庫について全国第四位、非行率は全国第一位である。

そのうち七七％は窃盗で、それも「遊び型非行」と呼ばれる万引と乗り物盗が七一％占め、中学生が四五％である。

万引一七七八人の九一％は小中・高校生で、見ているうちに欲しくなった(三八％)、友人からさそわれて(二三％)、だれも万引しているから(二八％)、好

発展を続ける

高陽団地

(西高陽区 田中睦生氏 提供)

好奇心から(二〇％)、金を払うのがばからしいから(七％)などの単純な動機でやっている。

乗り物盗は自動車盗三二人、オートバイ盗七六〇人、自転車盗九二二人で、五五％が中学生である。

たばこは非行の入口

たばこを吸って補導された少年は五年前の二倍にのぼっている。

たばこを吸うため、月謝をこまかしたり、どろぼう、おどし、の非行が行なわれたり、たばこを吸うため、たまり場、に出入りし、転落の糸口になっている。

またはこは育ち盛りの少年には有害で、法律でも禁じられている。親は十分子供を監視していただき

国保の大きな目的 「保険給付」その二

前回に続き、保険給付の話ですが、今回の保険給付は、「保険で受けられない診察」と「国保と交通事故」について話していきます。

一、次のものは保険給付の対象となりません。

- 1、病気とみなされないもの
- 健康診断——どこかに病気がないかという検査や診察は認められません。
- 予防注射、予防接種——ただし破傷風、狂犬病については医師が発生のおそれがあると認められた場

全国防犯運動

十月七日から十一月二日まで、全国一斉に防犯運動が実施され、辻町長は郡内をパレードしてまわ

る。



辻町長防犯で郡内をパレード

合には認められ、はしか、百日咳は患者と接触のある人には認められています。

●美容のための処置や手術——いれずみ除去、隆鼻術、日常生活に支障のない程度のそばかす、あざ、ほくろ、いぼ、無毛症、多毛症などの処置や手術

●その他——日常生活に支障のない先天性奇形、わきが、どもり、色盲、単なる疲れ、正常の妊娠や分娩、経済的理由による人工妊娠中絶や避妊手術。歯ならびを直す手術など。

2、よくないことをしたとき
●犯罪をおかして病气やけがをしたとき。

●麻薬中毒、自殺未遂、無免許運転など、自分で故意にした結果のけがや病气。
●けんかや、よつばらつてしたけがや病气など。

●医師や保険者の指示に従わなかった場合。
3、業務上の病气やけが

●仕事のうえで病气やけがをしたときは、労働者災害補償保険の適用を受けるか、労働基準法の定めに従って雇主の負担となります。

4、特殊な歯の治療
●歯の治療では、特殊な材料や高価な金属を使用することがあり、保険の対象とならないものも多いので、医師とよく相談して治療を受けてください。
5、他人から傷害を受けたとき

●交通事故や暴力などで他人から傷害を受けたときの治療は、加害者が治療費を負担するのがたてまえてですので、保険給付の対象とはなりません。——ただしこの場合にも、もし、保険給付を受けていたら、不正利得、不当利得、等により保険給付を受けた額について返納しなければなりません。又、第三者傷害の場合は被保険者が、加害者に対して損害賠償の請求権がありますが、その請求権の内、保険者が保険給付をした給付の範囲内において法律で定められた、代位取得(求償権)に基き被保険者になり損害賠償の請求をする権利を取得します。

二、国保と交通事故(第三者傷害)
○一つの原則
他人(第三者)に傷つけられてけがをしたり病气になったり又、飼犬に咬まれたりすれば、加害者(犬の飼主)が全責任を負って損害の賠償をするのが世の中の約束ごとです。したがって、そのよう

なできごとで治療を受けるときは、国保の保険給付はおこなわないこととなります。これが原則です。しかし、それでは交通事故という自動車による傷害や飼犬に咬まれた場合は、全く国保では治療が受けられないかというところではあります。

●国保で治療が受けられるというこの意味
それはどうということかというところでは、

現実には、治療のすべての経過をみないことにはどれだけの費用がかかるかわかりませんし、後遺症の問題もあるでしょう。また、加害者の賠償支払いの能力の問題もあります。そういうことがすべてわかって、最終的な損害賠償を受けるまでには長い時間がかかり、その間の治療は自費でまかなうということになる、生活そのものが危機に直面することになりかねません。治療費がかかりすぎて生活が困るようになってはいけません。そうならないようにしようというのが医療保険の制度の目的でした。ですから、被保険者が交通事故等の傷害で苦しんでいるのに、それは加害者との間の問題であるとして放置してよいはずはありません。そこで、交通事故等のけがや病气も国保の保険診療が受けられる道が講じられているというわけです。

●国保が一時たてかえて加害者が返す。
国保の保険診療が受けられるというところは、わかりやすくいうと治療費を国保が一時たてかえておくというところなのです。——正しく表現すると前にも説明しましたように、保険診療をすることに

より損害賠償請求権を法律の定めるところにより代位取得することなのです。そうすることで、被害者(被保険者)の生活の困きゅうを救おうということなのです。そしてその分は、加害者が負うべき

当然の責任として、あとで国保に返還してもらうわけです。
●国保で治療を受けるとき
交通事故等の第三者の傷害にあり国保で治療を受けるには、いくつかの条件や手続きがあります。

1、加害者から現実に治療費を受けとつていれば、国保の保険診療を受けることはできません。
2、「第三者の行為による傷病届」を提出しなければなりません。これが、加害者にあとで、たてかえた分を返還してもらう大切な資料となります。

3、そのほか、警察の事故証明書や、示談が成立した場合の書類など、いろいろありますので係に、相談をしてください。
三、自動車事故に
あつたときの心得

1、警察に必ず届け、事故現場の状況や証拠を確かめてもらい、事故証明書をもとろう。
2、相手の身元を確認すること。
加害者の免許証なり自動車損害賠償責任保険の保険証を必ず見せてもらい、加害者の住所、氏名、免許証の番号、職業、自賠責保険等を確認する。

3、自動車の姿、形をおぼえておくこと。
悪質なドライバーは逃げることもある。できれば車のプレートナンバーをおぼえておくこと。少なくとも形、色、大きさなどは記憶

にとどめておくこと。
4、現場近くにおいて、目撃した人に証言をたのみ、住所、氏名、連絡先をきいておく。
5、示談は慎重に。
示談は慎重にすること、とくに国保による診療を受ける場合は、治療費の七割は国保が負担する「みんなの税金でまかなうため」ので、けつしてめくら印をおささないこと。いったん承諾の印をおさしませば、あとでやりなおしはできません。

以上でもって八月から町報に、国民健康保険について連続して掲載してまいりましたが一応今回はもちまして打ち切らせていただきますが、当町の国保について、不信な点や、わからないことがありましたら、どうぞ御遠慮なく住民課国保係までお問い合わせください。

公給領収証を

受け取りましょう

料理店、バー、キャバレー、旅館、飲食店等を利用され、料金支払の際に公給領収証を必ずうけとつて納税義務を果たしてください。ただし飲食店、喫茶店は一人一回の飲食料金が二〇〇〇円以下は免税、旅館については一泊(二人)四〇〇〇円以下免税です。

福岡県若松財務事務所

昭和53年度小学校入学児童

健康診断

昭和53年度小学校入学予定者は、
洩れなく受診しましょう!!

記

- 一、とき 昭和52年12月9日
- 一、場所 岡垣町中央公民館
- 一、受付時間

午後2時10分 岡垣

第一 幼稚園
2時40分 中央

- 一、該当者 昭和46年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた人

- 午後1時30分 岡垣 保育所
- 一 岡垣中部
- 午後1時40分 一般
- 一 海老津幼稚園
- 2時10分

教育委員会

ゆく年、くる年

みんなので防犯

12月は歳末大売出し、ボーナス忘年会と経済活動が一段と活発になるため、例年他の月に比べて各種の犯罪や事故が多発しています。このため折尾警察署では、12月1日から正月10日まで「年末年始の特別警戒」活動期間として警察の全機能をあげ、犯罪や事故の防止に努めることにしています。

一般の方々も犯罪や事故防止に関する理解と関心を高めていただき、明るい年末をすごし、新しい年を迎えられるようご協力をお願いします。

往復途中での警戒は十分にしましょう。

2 お出かけはひと声かけてカギかけて、

屋内に侵入してドロボウする、「あき果ねらい」や「忍び込み」など侵入盗の半数は「カギのかけ忘れ」「開け放し」「戸締りの設備なし」など戸締りがないために被害にあっています。

●外出や就寝時にはカギかけの点検を行い、確実に戸締りをしましょう。

●家を留守にする場合はお隣りへひと声かけて留守を頼んでおきましょう。

3 暴力は見たら聞いたたら一〇番
●飲酒する機会が多くなり、大トラ、小トラや暴力団員のいやがらせ、けんか、たかりなどが多くなります。

●自分の飲酒量をわきまえて、いいがかりをつけられるスキをつくらぬようにしましょう。

●暴力の被害を受けたら、見たり、聞いたときは、すぐ警察へ一〇番しましょう。



福岡県 (地域別)

最低賃金改正

最低賃金額、一日 二二三六円
(一時間・二八〇円)

福岡県(地域別)最低賃金が改正されました。

福岡県内の事業場では、昭和五二年十月二四日から、この最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

この最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は、含まれませんので、ご承知ください。

なお、産業別最低賃金(全工業種)も改正するため、審議されています。詳しいことは、八幡労働

基礎監督署(電話六七一・六一三六番)へお尋ねください。

年末年始の交通安全

交通量の増大と飲酒の機会が多くなるため、交通安全対策として、12月10日から1月10日までの1ヶ月間、年末年始の交通安全運動が実施されます。ドライバーの皆さん安全運転を習慣づけましょう。

総務課

狩猟シイタケの事件 事故を防止しよう

毎年狩猟期には、猟銃等による人身事故や狩猟法違反、銃刀法違反などの事件、事故の発生が増えています。そのため狩猟に際しては、法令やマナーを守り、猟銃、空気銃による事件、事故を防止するため次のことを守りましょう。

一、狩猟前の心得

- 狩猟前に鳥獣保護区、休猟区、公園などの狩猟禁止場所を「鳥獣保護区等位置図」などで調べておく。
- 狩猟中の心得
- 銃口は、絶対に他人に向けない。

二、狩猟前の心得

- 市街地、公道、社寺境内、墓地、公園、鳥獣保護区、休猟区などで狩猟しない。
- 狩猟に出かけるときは、「銃砲所持許可証」「狩猟免状」「狩猟者記章」を必ず携帯する。
- 日の出前、日没後の狩猟はしない。

公共職業訓練校案内

腕に技能 豊かなくらし

- 発射する方向に人や建物、道路がないかどうかを確認する。
- 発射するとき以外は、引きがねに指を触れない。
- 跳弾のおそれある石壁、水面などを撃たない。

- グループで犯猟するときは、お互いの位置を知らせ、確かめあう。
- 三、銃の携帯と保管上の心得
- 銃は、ケースか袋に入れて携帯、運搬する。
- 銃を携帯、運搬するときは、たまを装てんしない。

- 銃の保管は、たまを抜き、分解し、銃保管庫にカギもかけて保管する。
- 銃やたまを車の座席やトランクなどに放置しない。
- 銃保管庫は、人目につかない安全な場所に固定して設置する。

- 四、たまの購入と保管上の心得
- たまは、計画的に必要なだけ購入し、残弾がないようにする。
- たまは、実包保管庫にカギをかけて保管する。
- 実包保管庫は、人目につかない安全な場所に固定して設置する。



技術革新の時代です。公共職業訓練校は新規卒業者や転職・再就職希望者などひろく技能習得をめざす人々に技能者として必要な知識と技能についての訓練を計画的組織的に実施しています。

◎訓練の特典

- 一、授業料、教材費は無料です。(ただし、総合高等職業訓練校の養成訓練については、実習経費と

町制施行

15周年

記念行事終る

昭和37年10月1日に岡垣村が、岡垣町に町制施行し、15周年を記念して去る11月3日の文化の日に吉木小学校体育館で記念式典を、多数の御臨席を得て盛大に開催された、町長の挨拶を初め町政功勞者表彰、来賓の祝辞を受けた後、記念行事として、文化同好会、老人クラブ寿会、婦人会、青年団による、演芸、作品展示、茶会、スポーツが6日までであり4日間に亘る記念行事が盛会の内に終った。

総務課

して月五百円が必要で、また、教材、実習工具は無料で貸与します。

- 二、訓練期間が一年以上のもので通校のため国鉄、私鉄、バスを利用する人には学生割引があります。
- 三、訓練修了者に対しては、公共職業安定所が就職あっせんにあたります。
- 四、能力再開発訓練を受講する人で公共職業安定所の指示を受けた人については次の援護措置があります。

- (1)雇用保険法による求職者給付受給資格者には、訓練終了まで引きつづいて求職者給付金が支給されます。
- (2)その他の人には、訓練期間中次の訓練手当が支給されます。

- ア、基本手当
- イ、受講手当
- ウ、特定職種受護手当(鍛造、板金、製罐、金属プレス、溶接、めっき、配管、ブロック建築、電気工事、左官、塗装、建設機械運転の各科の訓練受講者)
- エ、通所手当
- 五、技能者育成資金貸付制度があります。(但し、雇用保険法による求職者給付又は訓練手当受給者は対象になりません。)

北九州市八幡西区穴生3丁目5-1
(電) 093(641) 4906 7806

八幡総合高等職業訓練校

訓練の種類		訓練科	訓練期間	応募資格	募集期間	選考方法
養成訓練	高等訓練 1	機械科(機械) 機械科(仕上) 板金科・製罐科 溶接科・電気工事科	4月～3月 2ヵ年	中卒以上の 学力を有する 主として学卒者	おおむね12月 から翌年2月 まで (訓練校により 一定しない)	簡単な筆記テ スト・書類審 査、面接など
	高等訓練 2	機械科(機械) 電気工事科 (高卒対象)	4月～3月	高卒以上の 学力を有する 主として学卒者	上に同じ	上に同じ
能力再開発訓練 職業転換 訓練課程		板金科・配管科 溶接科・鍛造科 製罐科・配管科 電気工事科	1ヵ年 10月～9月 1ヵ年	中卒以上の 学力を有する 中高年令者	上に同じ	上に同じ

消防一一九コーナー

『使う火を消すまで離すな目と心』

全国火災予防運動週間11月26日から12月2日まで

一般住宅やアパートの火災は全国の建物火災の半数を越えており昨年は火災により一、六三六人の死者と九、三二七人の負傷者があり四〇、一五八世帯が被災され、出火件数は六二、〇〇〇件を上廻っております。

自力避難の出来ない幼児や体力的条件の悪い高齢者の犠牲の多いことが、注目すべき点です。

- ◎ 家庭においては
 - 1 幼児や老人だけを残して外出することは極力さける。
 - 2 幼児や老人の安全な避難方法を十分考える。
 - 3 就寝前の火の元点検とガスの元栓を閉めた確認をする。
 - 4 寝たばこは絶対やめ、またさせないよう常に注意する。
 - 5 自分が使う火は消すまで責任をもち、常に安全を確める。
 - 6 たばこの投捨は絶対しない。
- ◎ 職場においては
 - 1 職場ぐるみで消火、通報及び避難訓練を実施する。
 - 2 消防用設備等を総点検し、いつでも使えるよう整備する。
 - 3 非常口や通路には、物を置かない、置かせない。

- 4 職場教育により、職場の防火意識を高めよう。
- 5 複合用途ビルの入居者は共同防火について、お互いに責任を果たそう。

◎管内火災・救急発生状況
(1月から9月まで)

町別	火災	救急
芦屋	10	196
水巻	11	382
遠賀	0	167
岡垣	5	233
合計	26	924

(郡消防署)

!!早いがお得な慶祝電報!!

お祝い電報は配達ご希望日の10日前から打つことができます。「115番」に前もってお申込みください。

配達日の3日前までにお打ちになれば料金が150円割引になります、大変お得です。(お問合せ先) 折尾電報電話局(6911045 5番)へお問合せください。

香典返しとして寄付

社会福祉協議会へ

- 一、山田区故秋武伝太郎殿82才 昭和52年10月5日死亡 秋武治殿より
- 一、西黒山故岩崎トリ殿90才 昭和52年10月9日死亡 岩崎弘殿より
- 一、高陽区故丸目キワ殿76才 昭和52年10月9日死亡 丸目一夫殿より
- 一、東松原区故花田勝子殿52才 昭和52年10月5日死亡 花田秀哉殿より
- 一、高陽区故藤浦マスヨ殿81才 昭和52年10月18日死亡 藤浦義人殿より
- 一、白谷区故犬丸福四郎殿68才 昭和52年10月17日死亡 犬丸ハル子殿より
- 一、新海老津区故和田亮殿63才 昭和52年10月14日死亡 和田チドリ殿より

老人クラブ寿会へ

- 一、山田区秋武伝太義殿82才 昭和52年10月5日死亡 秋武治殿より
- 一、西黒山区故岩崎トリ殿90才 昭和52年10月9日死亡 岩崎弘殿より

- 一、高陽区故藤浦マスヨ殿81才 昭和52年10月18日死亡 藤浦義人殿より

湯川山登山

城山登山

十月三日九時海老津バス停集合で上畑まで歩き、唐人焼、唐人菓、十一時五分から城山登山、参加者二十七名、頂上で一時間中食後は石峠、金山、地藏峠と五料の山坂道を歩き、午後五時高倉神社で解散。五才の子供二人、八三才のお年寄も元気に踏破された。

湯川山登山

強い要望により十一月十一日内浦バス停九時十分集合(海老津発九時四分)で再度湯川山登山をします。九州といつてもよい絶景を賞味ください。ただし登り道は坂が急ですから履物には注意

料理講習会

日時 十一月十六日(金曜日) 午前十時から
場所 中央公民館
講師 北九州農業改良普及所 本原技師 成情技師
内容 簡単な正月おせち料理と香の高い洋菜類の利用法等一般主婦の方々の参加も希望します。
三吉 藤村実 二二二四五

当日雨天のときは年内は中止します。 教育委員会



← 金山の頂上で

岡垣町史

三里松原

九月一日号で、元文二年四月（一七三八年）吉田六郎大夫の御墨付で、筑前の海岸に松植えが始ったことを書いたが、本格的に三里松原が植立てられたのは宝暦二年（二七五二年）からのものである。



松喰虫で昔の松は殆んどなくなった三里松原

遠賀郡芦屋より手野内浦まで
 濱山植え立てのこと

一、遠賀郡芦屋より手野内浦辺までの浜山に、田地を護るため、寛延四年（一七五一年）から七年間で植えるようおせつけられ、才判の権藤伊右衛門がうけもって翌宝暦二年（二七五二年）から全八年までに一通り植付けますが、風雨が強く、松苗のつかない所が処々ありますので、伊右衛門が才判で植えつけるよう命じてください。そうすると、苗のついていない所は宝暦十年から一年で芝を伏せませす。郡から人夫二千二百人渡してください。私が才判となって植付けます。

芦屋浜山植立奉行
 権藤伊右衛門

寛延四年権藤伊右衛門に仰せつけられた御書出の覚え

芦屋浜山植立奉行
 権藤伊右衛門
 一、遠賀郡芦屋、糠塚、黒山、松原の四箇村に砂山が七一万七千五拾七坪あるので、遠賀郡中の

村々へ七ヶ年坪割りで受持たせ植付けよう仰せつかる。

一、菅坪に二尺以上の松苗を一本あて、よく鉢をつけて掘らせ、植えてその根本に一本について芝を三尺四方ずつ打たせる。以上の植付や芝打のあらましな村々はすぐ植え直させること。

一、常に絶えず見廻り、根芝や松苗の鉢を吹き出し、又砂に埋まっているのがあった場合は、受持の村々や隣村を呼び出し手入れを申しつけること。

苗が枯れた分は翌年受持の坪割当以外に植えつぐよう申しつけること。

一、小苗の松は砂山にはつきかねるので、大型の苗を遠方から持ってくるので、余分の人夫が要るので、四ヶ村にそれぞれの「苗松所」を設けて、荒されないようきびしく言い渡し、年々松苗が出来るよう措置すること。

一、以上により砂山の植立てが出来れば、その区域は将来特によくなるのだから住民は常々松植立に熱心になる筈である。坪割当をうけた村々も人念に植え、よく育て受持分を早く終らせることもよい事である。

もし、不心得者がおつたり、勞困気のない村々は書付で申し出よ。
 右書付の趣旨を十分知るよう寛延四年六月八日致弥三郎より申し渡すこと。

以上の覚え書により、宝暦二年から全八年まで七年間に亘つて、一坪に一本、一尺以上の苗を植え、その根本に芝生を三尺四方うたせ、常に見廻つて手入れさせ、もし枯れたりすると翌年は割当以外にも植えさせるなどしてやつと出来た三里松原である。

その後もずっと松山の手入れが続けられている。

東黒山に次の賞状があり、銀盃木盃と共に区長に引き継がれてい

遠賀郡黒山村

居村地内字中浦 官有山松苗拾三万二千本栽植し、右に係る費金二百九拾七円寄附候段寄付につきその賞銀盃等個々賜候事。
 明治十一年十月八日 福岡県

遠賀郡黒山村

居村地内 字浜山官有林へ松苗五千二百五十本栽植し、右に係る費金拾円五十銭寄附候段寄付に付為にその賞木盃等個々賜候事。
 明治十二年十月八日 福岡県



東黒山にある銀盃と二重ねの木盃